

【令和6年分確定申告について】

令和7年1月21日(火)～3月10日(月)まで

<確定申告受付期間>

当会は1月21日(火)～3月10日(月)までを所得税の予約制期間としています(土日祝除く)

≪受付時間 午前9:00～12:00まで 午後13:00～17:00まで≫

注)) 3月18日(火)以降に申告に来られた方の青色申告特別控除は、一律10万円となります

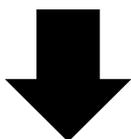
❖ 提出のみの方は、1月6日(月)以降、随時お預かりできますのでお早目にお持ちください

❖ BRAの入力が出来ていない方は、1月17日(金)までにお越し下さい。

無料でご相談・指導ができます

<お持ちいただくもの>

- ① 決算に必要な各種書類→裏面のチェックリストをご活用下さい
- ② 予約カード(12月までに予めお渡ししているものです)
- ③ 税務署より届く「確定申告のお知らせ」ハガキ(または封書)



1月中旬頃にお手元に届きます。
大切に保管しておいてください

こちらの番号が必要になります
ので、必ずお持ちください!!

重要

令和6年分 確定申告のお知らせ

100-0013
千代田区霞が関
3丁目1-1

国税 太郎 様

※ 重要なお知らせです。必ずご本人様にご確認ください。

カスタマバーコード

	申告書の受付期間	納 期	振替日(振替納税利用の場合)
所得税及び復興特別所得税	平成30年2月16日(金) ～平成30年3月15日(木)	平成30年3月15日(木)	平成30年4月●日(●)
消費税及び地方消費税	平成30年1月 ～平成30年4月2日(月) (11月31日の属する課税期間分を指します。)	平成30年4月2日(月)	平成30年4月●日(●)

差出人 ○○税務署 100-0013
千代田区九段南
1丁目1番15号
九段第2合同庁舎
電話 00-0000-0000

JH1 000000001

このお知らせは、国税庁ホームページの確定申告書作成コーナーをご利用いただいた方などへ確定申告書・決算書等を送付することによって送付されています。

平成29年分確定申告書の作成に必要な情報

国税 太郎 様

＜電子申告 (e-Tax) に関する事項＞

- 初用者識別番号
1234 1234 1234 1234
- オンライン納付
※ 利用金融機関については、e-Taxのタブメニューボックスをご確認ください。

＜所得税及び復興特別所得税に関する事項＞

- 申告の種類 青色
- 予定納税額 (合計) 9,999,999,999 円
- 振替納税利用 国税銀行 金融機関 財務支店

＜消費税及び地方消費税に関する事項＞

- 「簡易課税制度選択届出書」の提出状況 提出あり
- 「課税事業者選択届出書」の提出状況
- 「課税期間特例選択届出書」の提出状況
- 中間納付税額 (合計) 9,999,999,999 円
- 中間納付課税割額 (合計) 9,999,999,999 円
- 振替納税利用 国税銀行 金融機関 財務支店

※ 「簡易課税制度選択届出書」を提出している方であっても、基準期間(前々年)の課税売上高が5,000万円を超える方は簡易課税制度が適用できませんのでご注意ください。

※ 届出書の提出状況については、届出書の提出がない場合又は平成28年分に適用がないと見込まれる場合に、「-」を表示しています。

※ 1月ごとの中間申告を行った方など中間納付税額が確定していない方は、中間納付税額及び中間納付課税割額が表示されません。

※ 最終の中間申告分までの消費税額及び地方消費税額を合計し、申告書「10」欄及び「21」欄に記載してください。

このお知らせは、平成29年11月1日現在の情報に基づき作成しています。
※すでに申告書を送付された方にも送付されている場合があります。

局番番号-整理番号 01101-01234567

税務署からのお知らせ

<お問合せ先のご案内>

作成コーナーの操作方法などに関するご質問

e-Tax・作成コーナーヘルプデスク
☎ 0570-01-5901 (全国一律市内料金)
▶ 月曜日～金曜日 9:00～17:00 (土日祝日を除く)
上記の電話番号がご利用できない場合は、03-5638-5171をご利用ください(通話料金はかかりません。)

マイナンバーカードをご利用になる場合のICカードリーダー/ライタの設定などに関するご質問

マイナンバー総合フリーダイヤル
☎ 0120-95-0178 (通話料金無料)
▶ 月曜日～金曜日 9:30～20:00 ▶ 土日祝日 9:30～17:30
上記の電話番号がご利用できない場合は、03-5638-1258をご利用ください(通話料金はかかりません。)

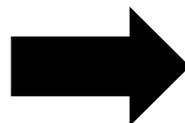
税務相談などに関するお問い合わせ

最寄りの税務署にお電話いただけます。自動音声によりご案内しておりますので、相談内容に応じて該当の番号を選択してください。最寄りの税務署の電話番号は国税庁ホームページでご確認ください。

申告書や手引き等は国税庁ホームページからダウンロードできます。

この文書における行政事務の責任者は、税務部長です。

裏面をご活用下さい



所得税の確定申告準備書類チェックリスト

【必ずチェックし、不足書類のないようにご持参下さい】

事前確認資料（ご持参願います。）	チェック
「令和6年分の確定申告のお知らせ」のハガキ又は封筒（1月中旬に税務署より到着予定）	<input type="checkbox"/>
令和5年分の所得税・消費税の確定申告書、青色決算書、収支計算書	<input type="checkbox"/>
マイナンバーカード又はマイナンバーと本人確認書類（運転免許証写し、健康保険証写し等）	<input type="checkbox"/>
所得税・消費税の予定納税額がわかるもの（予定納税の通知書等）	<input type="checkbox"/>
⇒令和5年分申告時に電子申告された方は、予定納税額記載の申告書が送付されません。	

収入の種類	チェック	所得計算に関する資料
事業収入がある場合	<input type="checkbox"/>	現金出納帳、預金通帳、経費帳、売上帳、仕入帳、総勘定元帳など
	<input type="checkbox"/>	記帳点検がお済みのパソコン会計データ（ブルーリターンなど）
	<input type="checkbox"/>	売上・経費の確認資料（領収書、請求書など）
	<input type="checkbox"/>	棚卸資産の年末の金額がわかるもの（棚卸表）
	<input type="checkbox"/>	源泉徴収簿、給与所得の所得税徴収高計算書（納付書）
	<input type="checkbox"/>	新たに取得した10万円以上の資産についての購入明細書
不動産賃貸収入がある場合	<input type="checkbox"/>	現金出納帳、預金通帳
	<input type="checkbox"/>	収入の確認資料（家賃収入管理表など）
	<input type="checkbox"/>	固定資産税・火災保険料・その他経費の領収書
給与収入がある場合	<input type="checkbox"/>	給与の源泉徴収票
年金収入がある場合	<input type="checkbox"/>	公的年金等の源泉徴収票（1月中旬～下旬に到着予定） ⇒ない場合は三原年金事務所（0848-63-4111）でお取り寄せ下さい。
	<input type="checkbox"/>	個人年金保険の支払明細書（1月上旬到着予定）
	<input type="checkbox"/>	
臨時収入がある場合	<input type="checkbox"/>	生命（損害）保険満期等の支払通知書
	<input type="checkbox"/>	令和6年分報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書
	<input type="checkbox"/>	事業以外で生じた報酬等の総収入金額と必要経費がわかるもの
配当収入がある場合	<input type="checkbox"/>	配当金計算書
	<input type="checkbox"/>	特定口座年間取引報告書（1月中旬到着予定）
不動産の売却収入がある場合	<input type="checkbox"/>	売却時の売買契約書・登記費用・付随費用の領収書など
	<input type="checkbox"/>	売却物件購入時の売買契約書・登記費用・付随費用の領収書など
	<input type="checkbox"/>	土地・建物の全部事項証明書
株式等の売却収入、上場株式の譲渡損失がある場合	<input type="checkbox"/>	（上場株式、特定公社債）特定口座年間取引報告書（1月中旬到着予定）
	<input type="checkbox"/>	（特定口座以外）譲渡株式の売却価額、取得価額、委託手数料がわかる資料
車の下取り、機械等の売却収入がある場合	<input type="checkbox"/>	譲渡した事業用の減価償却資産の譲渡価額等の詳細がわかるもの
	<input type="checkbox"/>	譲渡するために直接かかった運送費、設置費用などの費用の領収書

控除の種類	チェック	所得控除に必要な書類等
配偶者控除、配偶者特別控除 扶養控除等	<input type="checkbox"/>	他の親族の扶養親族となっていないか、所得要件の確認
	<input type="checkbox"/>	氏名、続柄、生年月日、同居又は別居の確認、障害者等
生命保険料控除	<input type="checkbox"/>	生命保険料控除証明書（一般・個人年金・介護医療保険料）（10月到着予定）
地震保険料控除	<input type="checkbox"/>	地震保険料控除証明書、旧長期損害保険料の控除証明書（10月到着予定）
社会保険料控除	<input type="checkbox"/>	国民年金・国民年金基金の支払証明書（11月上旬到着予定）
	<input type="checkbox"/>	健康保険料（国民・介護・後期高齢など）の支払額のわかるもの（1月下旬到着予定） ⇒ない場合は市町村でお取り寄せ下さい。（尾道市収納課0848-38-9172）
小規模企業共済等掛金控除	<input type="checkbox"/>	小規模企業共済の掛金払込証明書（ない場合は、引落口座の通帳をお持ち下さい）
医療費控除	<input type="checkbox"/>	医療費の明細書又は医療費通知書※（自己・生計を一にする親族のもの）
	<input type="checkbox"/>	保険などで補填された金額のわかるもの

★令和2年分の申告以降から医療費の明細書又は医療保険者等が発行した医療費通知書（医療費のお知らせ）が必要です。

医療費の領収書を集計しただけでは、医療費控除を受けることはできません。（医療費明細書へ記入が必要）

寄附金控除	<input type="checkbox"/>	寄附金（ふるさと納税を含む）の領収書、証明書等
住宅借入金等特別控除 （初めて適用を受ける場合は、事前に青申会へお問合わせ下さい）	<input type="checkbox"/>	金融機関発行の住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書
	<input type="checkbox"/>	平成36年（令和6年）分給与所得者の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除申告書
	<input type="checkbox"/>	連帯債務は「連帯債務がある場合の住宅借入金等の年末残高の計算明細書」

※上記の確定申告準備書類は一部です。その年の収入状況に応じて他の必要書類が生ずる場合もあります。